

○足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の
用途及び規模を定める条例

令和7年3月24日条例第14号

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途
及び規模を定める条例を公布する。

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の
用途及び規模を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第63条第1項の規定に基づき、足立区が定める法第60条第1項に規定する建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定めることを目的とする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第2条 法第63条第1項に規定する条例で定める用途は、法第20条第2号及び第3号の規定により政令で定めるものを除いたものとする。

(建築士が説明を要する建築物の規模)

第3条 法第63条第1項に規定する条例で定める規模は、当該建築物に係る床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

付 則

(施行期日)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。